

出雲市監査委員告示 第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成28年5月24日に、出雲市長から平成26年度定期監査に対する改善措置の通知がありましたので、同条項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年(2016) 6月 15日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 多々納 剛 人

財 政 第 5 9 号

平成28年(2016)5月24日

出雲市監査委員 様

出雲市長 長 岡 秀 人

平成26年度定期監査に係る改善措置について（通知）

平成27年（2015）3月23日付け監査第137号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

平成26年度定期監査に対する改善措置の状況

| 通し番号 | 監査実施年度 | 監査通知年月日 | 監査文書番号 | 監査種別 | 監査対象 | 監査結果 | 措置の状況 | 回答担当部 | 担当課 |
|------|--------|----------|---------|------|----------------------------|---|---|-------|-------|
| 1 | 26 | H27.3.23 | 監査第137号 | 定期監査 | 産業観光部・出雲市農業委員会・出雲市斐川町農業委員会 | <p>1 補助金交付要綱が作成されていない補助金交付(『新出雲風力発電所立地補助金』)について補助金交付要綱の作成については、平成23年度に出雲市包括外部監査人から報告された『包括外部監査結果報告書』において、「補助金交付要綱が作られていないか、または不十分であることの問題」が取りあげられ、「補助金支出の適否以前に、補助金交付要綱が作成されていない、もしくは不十分であること自体が問題である。」とされた。この報告を受けて平成24年3月30日付の総合政策部行政改革推進課作成(現行政改革部)の庁議資料において、「交付要綱が作成されていないものについては、早急に作成する旨」周知されたところであったが、この補助金は、市と補助金申請者の間で作成された「確認書」に基づき、「平成22年度から平成24年度までの3か年度に、申請者が納付した固定資産税額の累計額に相当する金額(総額約6億1,700万円)を、補助金としてこの申請者に平成22年度から平成28年度の7か年度に渡り交付(各年度の交付上限額は1億円)するもの」であるにもかかわらず、補助金交付要綱が作成されないまま、各年度1億円に及ぶ多額の補助金が支出されている。市が支出する補助金は、反対給付を受けない公金の支出であり、包括外部監査人の言葉を借りれば、「市の支出のうち、いわゆる「行ったさきり」になる支出」であることから、公金の支出である補助金は、「公益を図るための政策を実現するために設計され、支出されるものでなくてはならず、そうでなければ補助金支出は認められない。」とされていることから、補助金交付の際には、「当該補助金によって実現しようとしている政策の趣旨・目的、政策の趣旨・目的を実現するために設定された要件(補助金支出要件)、補助金支出の手段、支出金額の算定基準」を規定した補助金交付要綱を早急に作成し、市がこの補助金を交付することによって何をしたいのかを明確にしておかなければならないことは言うまでもない。</p> <p>あわせて、この補助金交付によって市の政策目的が達成できたか否かの検証作業を適宜行うことも、この補助金という「反対給付を受けない公金支出」にあたっては重要な作業であることを申し添える。</p> | 出雲市新エネルギー産業(風力発電事業)立地奨励金交付要綱を策定しました。 | 経済環境部 | 産業振興課 |
| 2 | 26 | H27.3.23 | 監査第137号 | 定期監査 | 産業観光部・出雲市農業委員会・出雲市斐川町農業委員会 | <p>3 補助金申請時等の適切な書類添付(『出雲市新製品等開発支援事業補助金』および『出雲市新技術・地域資源開発補助事業補助金』)についてこの二つの補助金については、補助金の交付認定申請や交付申請に際し、「市税の滞納のない証明」を添えて市長に提出しなければならない。」と規定されている。</p> <p>然るに提出された一連の書類を見ると、申請時にこの証明の添付がなく、交付決定通知以降の「市税の滞納のない証明」が添付されたものや、国税の証明を以て審査等を行い交付決定したもの(事後の証明日付の「市税の滞納のない証明」が添付されている。)、以前の別の補助金交付申請時に添付した証明で審査等を行い交付決定を行ったものが見受けられた。そもそも、「市税の滞納のない証明」を申請時に添付する理由は、反対給付のない市費(公金)を補助金として市内の特定企業等に給付するためであるので、申請時点において「市税の滞納のない証明」を添付させることはこの公金支出にあたって当然であり、国税の証明や以前に別の補助金交付申請時に添付された証明では用を成さない。</p> <p>今後、補助金申請にかかる審査等を行う際は、「添付書類がなぜ必要なのか。」を常に念頭に置きながら適切な事務執行を行われたい。</p> <p>以上3点について、産業振興課の定期監査執行にあたり要望および改善事項を述べたが、産業振興課は、この度の定期監査で取りあげた補助金以外にも多数の補助金等の所管課であるので、この度取りあげることができなかった補助金等についても、それぞれの『補助金等交付要綱』の内容を再確認し、『出雲市補助金等交付規則』に沿った適正な事務が行われることを強く要望する。</p> | 「出雲市補助金等交付規則」に基づき、適正な事務処理に努めています。 | 経済環境部 | 産業振興課 |
| 3 | 26 | H27.3.23 | 監査第137号 | 定期監査 | 産業観光部・出雲市農業委員会・出雲市斐川町農業委員会 | <p>1 「出雲ブランド商品」の今後の事業展開について「出雲ブランド商品」については、「出雲」の持つ「ブランド力」を活用し、企業活動の活性化を図るもので、認定された商品は、おおむね売り上げを伸ばし「出雲」のイメージアップに貢献していると思われる。しかし、認定件数が減少傾向であることや、認定期間が3年であることから、企業からの実績報告の比較や情報交換により、制度の発展的見直しも含め、認証効果を高める工夫を継続して行っていたきたい。</p> <p>また、企業活動の活性化は、雇用や税収の増にもつながるものであることから、大きな可能性を持つ「出雲」のブランド力を、商工振興に大いに活用していただきたい。</p> | 平成27年度に3年間の認定期間が終了した平成24年度出雲ブランド商品の認定更新を行うとともに、出雲ブランド商品のふるさと納税特産品への追加や、出身者会など様々なチャネルを活用した情報発信を行っています。 <p>また、認定事業者と情報交換を行いながら、情報を共有化するとともに、今後の課題等について精査を行っています。</p> <p>他方、認定事業者においては、テレビ、雑誌、インターネットなどの各種媒体や、県内外での展示会や商談会等において積極的に出雲ブランド商品の情報発信に取り組みされています。</p> <p>引き続き、出雲ブランド商品を通して、「出雲」の認知度向上やイメージアップを図りながら、産業、商工振興等の活性化に努めます。</p> | 経済環境部 | 商工労働課 |
| 4 | 26 | H27.3.23 | 監査第137号 | 定期監査 | 産業観光部・出雲市農業委員会・出雲市斐川町農業委員会 | <p>2 インキュベーター施設設置運営事業(ゆめショップ支援事業)についてゆめショップの入居希望者(新規創業希望者)の減少や、入居者が中心商店街での創業につながらない等により、いわゆる「チャレンジショップ事業」であった「ゆめショップ事業」を、平成26年度より出雲商工会議所が店舗を管理する「ワークショップ」形式の「まちなか再生事業」へと変換された。</p> <p>様々な取り組みの努力はあるものの、空き店舗は依然存在している。中心商店街の活性化を、自らの主導的な取り組みで行われることに期待するとともに、廃止となった「ゆめショップ事業」を検証し、今後の新規創業希望者対策を構築される際には、ソフト事業に対する補助を中心とした制度として、事業主体の出雲商工会議所と協議・検討されたい。</p> | 「ゆめショップ事業」の補助事業者であった出雲商工会議所は、事業の課題や問題点を精査・検証するとともに、効果的な事業の実施に向けて本市と協議を行い、中心市街地及び商店街における賑わい創出の新たな取組として、平成26年度から「まちなか再生拠点事業」をスタートしました。 <p>「まちなか再生拠点事業」として開設された「オープンスペースichi」は、誰でも無料で、ワークショップ、チャレンジショップ、セミナー、展示会、物販など様々な用途で使用ができるうえ、オープンスペースを商店街に設置することで、これまで商店街を訪れたことのない市民に対して来街の動機付けになっています。</p> <p>開設以降、稼働率、利用人数ともに好調で、平成26年度には地域課題に配慮した建物の整備・活動事例を表彰する「しまね建築・住宅コンクール」の奨励賞を受賞するなど、中心市街地等の再活性化事業として、県内外から注目されています。</p> <p>なお、近年、商店街等における空き店舗数は減少傾向にありますが、空き店舗対策は別途制度を設けて、空き店舗の解消に努めています。</p> | 経済環境部 | 商工労働課 |

平成26年度定期監査に対する改善措置の状況

| 通し番号 | 監査実施年度 | 監査通知年月日 | 監査文書番号 | 監査種別 | 監査対象 | 監査結果 | 措置の状況 | 回答担当部 | 担当課 |
|------|--------|----------|---------|------|----------------------------|--|--|-------|---------|
| 5 | 26 | H27.3.23 | 監査第137号 | 定期監査 | 産業観光部・出雲市農業委員会・出雲市斐川町農業委員会 | 1 コンベンション開催支援事業について 当該事業は、市内へのコンベンションの誘致を推進し、経済波及効果を高め、人的交流の増加や文化の向上を図ることを目的として補助金を交付するものであり、交流人口の増加に繋がるよう、平成23年度に施行された合宿補助金も併せ活用してもらいたい。しかしながら、コンベンションに係る補助制度の利用も年々減少し、合宿補助金の利用も僅かである。平成23年度から制度改正されているが、状況は変わっていない。一般の観光は通過型のものも多いが、当該事業は確実に市内に宿泊されるものであり、経済波及効果も期待されることである。現在、再度、制度見直しを検討されているとのことであるが、利用者の意見も参考にし、より活用しやすい補助制度となるよう改善を図るとともに、コンベンションや合宿の誘致のためPR等も更に工夫して実施されたい。 | コンベンション開催支援事業と合宿開催誘致事業については、平成27年度に2事業を統合し閑散期宿泊対策として繁忙日以外の日の宿泊を対象とした補助制度に変更しています。補助対象も、企業による研修、会議及び旅行会社が主催する募集型企画旅行を新たに対象に加え活用しやすい制度としています。PRIについては、HP及びチラシを作成し、旅行会社等への発送も実施しています。 | 経済環境部 | 観光交流推進課 |
| 6 | 26 | H27.3.23 | 監査第137号 | 定期監査 | 産業観光部・出雲市農業委員会・出雲市斐川町農業委員会 | 排水機場の管理について 市の排水機場のほとんどは、管理人・操作員を雇用して施設の維持管理を行っているが、斐川支所所管の排水機場で雇用する管理人の賃金単価は、他地域と異なり、また、割増単価の設定がされていない。排水機場という施設の性格上、降水量の多い時期などは勤務が深夜に及ぶこともあり、早急にこれに対応した賃金体系とされたい。 また、管理人が雇用している操作員に対し市が賃金の支払をしているが、雇用責任を明確にするためにも、管理人同様、操作員も市が雇用されたい。 さらに、排水機場の安定的な運用管理を今後も続けるためには、施設を熟知した管理人等の人材確保が必要である。新中央排水機場は、周辺部が海拔ゼロメートルの地域であるため重要な施設だが、管理人のなり手が見つからず市の職員が対応しているとのことである。このことから、管理人の後継者の計画的な養成が急がれると思われる。業務委託も含め、今後の排水機場の管理体制を検討されたい。 | 斐川支所所管の排水機場管理人の賃金単価及び割増単価につきましては、平成27年度から他地域と同額となるよう改定しました。 また、操作員につきましては、内規を改訂し平成27年度から雇用の形を取るようになりました。 新中央排水機場の管理人につきましては、平成27年度に管理人が確保でき、職員が対応する必要はなくなりました。今後は、地元の協力の元、安定的に管理人が確保できるよう努めてまいります。 | 農林水産部 | 農林基盤課 |
| 7 | 26 | H27.3.23 | 監査第137号 | 定期監査 | 産業観光部・出雲市農業委員会・出雲市斐川町農業委員会 | 併せて宍道湖特産のシジミについては、資源量は回復傾向にあるものの、単価や品質等は、まだ従前の域に達していないとのことだった。漁業者と一体となって、宍道湖シジミのブランド回復に取り組まれない。 | 宍道湖シジミのブランド回復については、漁協、島根県、松江市と一体となって取り組んでいます。 | 農林水産部 | 水産振興課 |